

新型コロナウイルス感染症発生に対するアラブ首長国連邦およびドバイの対応について

平素、JWD TRAVEL&TOURISM L.L.C をご愛顧いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大の影響によりお客様にはご心配・ご迷惑をおかけしております。

現在のアラブ首長国連邦およびドバイの対応について、以下の通りご案内させていただきます。

《オプションツアーおよびホテル、オリジナル旅行手配について》

通常通り予約を受け付けております。(目的地にアブダビを含むコース以外)

ただし、入国および帰国時の対応について、よくご確認のうえご検討ください。

※現在、アブダビへの入国におきましては、**8/20よりワクチン接種済の方のみ公共施設の利用が許可**されます。

そのため、**8/19までは、『アブダビ入国時にドバイ市内のクリニックにて受診したPCR検査の48時間以内の陰性結果証明書』があればお出かけいただけます。**

《日本からドバイへの入国について》

UAE 在留資格を持っていない方の短期滞在目的（観光、商用、親族訪問等）の UAE 入国は、以下の措置をもって、**ドバイの空港でのみ認められます**。ドバイ以外の空港からの新規入国手続きは、現時点で発表されていません。

(1) 入国の条件：短期滞在のためのドバイへの入国は、以下の条件で認められます。

●ドバイ行き航空便の出発時刻から **72時間以内**に受診されたPCR検査の陰性証明（英語）を取得し、空港チェックイン時に提出および携帯しておくことを義務付けました。（1/31 到着分より適用となります。）

●有効な海外旅行保険に加入していること。

※ただしエミレーツ航空利用の場合は、航空会社が海外旅行保険に自動的に加入しますので、お客様の方での別途加入は不要です。

●出発地の飛行機搭乗前に健康申告書（Health Declaration Form）に記入すること。

●専用アプリ「COVID-19 DXB」を私用スマートフォンにインストールし、登録手続きをすること。

(2) 入国ビザの取得：ドバイに新規入国する日本人には、ドバイ国際空港でオンラインビザが付与されます（無料）。このビザで30日間滞在可能ですが、就労することは認められません。

※ドバイで乗り継ぎで一時立ち寄りをされるお客様へ

10月3日より、ドバイ空港を経由され、別の国へ行かれる場合は、最終到着国がPCR検査結果の陰性証明書を不要とする場合のみ、ドバイにおいても提出は不要となりました。

なお、こちらは「経由」のみに適用されます。一時であっても「入国」する場合は引き続き上記の対応が必要となりますので、ご注意ください。

◀ドバイから日本へ帰国する場合について▶

3月5日より、日本政府はアラブ首長国連邦からの帰国者・入国者への対応を以下の通り変更いたしました。

●ドバイ空港を出発する航空便の出発時刻より72時間前のドバイ市内クリニックにて受診したPCR検査結果の陰性結果証明書が必要となります。また、提出できない場合は、航空会社より搭乗を拒否されます。(3/19以降適用となります。)

●日本政府は、3月5日以降にUAEから日本に入国する入国者（日本人を含む）に対し、「入国後3日間は検疫所所長が指定する施設（以下「指定施設」という）で待機すること」を要請すると決定しました。この間の待機は指定施設に限定され、自宅や個人手配の宿舎等で待機することはできません。

また、入国日の翌日から起算して3日目にあたる日にて、再度PCR検査を実施し、陰性が確認された方は指定施設を退去することができます。ただし、入国の翌日から起算して14日間（指定施設での待機期間も合算する）は、自宅や個人手配の宿舎等での待機（自主隔離）が要請されることに加え、指定施設からの退去時と同様に自主隔離中も公共交通機関の不利用等が求められます。

●日本到着後も、出発前に陰性結果証明書を提出していても、再度空港内にてPCR検査を受診する必要があります。

なお、**外国籍のお客様は従来通りすべて、ドバイ空港を出発する航空便の出発時刻より72時間前のドバイ市内クリニックにて受診したPCR検査結果の陰性結果証明書が必要となります。**

現在、上記施策の解除は未定です。お客様ご自身でも最新情報を確認するようにお願いいたします。

また、日本政府より以下の通り帰国者に対する対応の強化が発表されています。

(2) 以下の防疫強化措置を、順次実施していく。

② 空港の制限エリア内において、ビデオ通話及び位置確認アプリのインストール並びに誓約書に記載された連絡先の真正性の確認を実施する。

③ ②に際し、スマートフォン不所持者については、スマートフォンを借り受けるよう求める。

④ 全ての入国者は、検疫等に提出する誓約書において、使用する交通手段（入国者専用車両又は自家用車等）を明記することとする。

⑤ 厚生労働省において全ての入国者を対象とする「入国者健康確認センター」を設置し、当該センターにおいて入国者に対し、入国後14日間の待機期間中、健康フォローアップを実施する。具体的には、位置情報の確認（原則毎日）、ビデオ通話による状況確認（原則毎日）及び3日以上連絡が取れない場合等の見回りを実施する。注）従来、変異株流行国・地域からの入国者に対して行っていた健康状態のフォローアップについて、対象者を拡大するとともに、フォローアップ内容を強化する。

◀現地ドバイの状況▶

・外出時はマスクの着用が義務付けられています。(未着用の場合は罰金が科せられます。)

★渡航安全情報について

外務省海外安全ホームページ (<https://www.anzen.mofa.go.jp/>)

在アラブ首長国連邦日本国大使館 (https://www.uae.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

成田空港検疫所 (<https://www.forth.go.jp/keneki/narita/>)

関西空港検疫所 (<https://www.forth.go.jp/keneki/kanku/>)

エミレーツ航空 (<https://www.emirates.com/jp/japanese/>)

お客様にはご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

JWD TRAVEL&TOURISM L.L.C